

[2024年4月1日、経済産業大臣へ変更の届出を行いました。](#)

使用済燃料再処理等実施中期計画の変更の認可について

2024年3月26日

使用済燃料再処理機構

当機構は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、使用済燃料再処理等実施中期計画（以下「実施中期計画」という。）を運営委員会の議決を経て定め、経済産業大臣の認可を受けております。

先般、日本原燃株式会社による六ヶ所再処理施設及びMOX燃料加工施設の暫定操業計画並びに電気事業者によるプルトニウム利用計画が策定されたことを踏まえ、本年3月、法第45条第1項後段の規定に基づき、実施中期計画の変更について運営委員会の議決を経て定め、経済産業大臣に対して、変更の認可申請を行いました。また、同月、当該申請の認可に当たり、経済産業大臣から、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議に鑑み、原子力委員会の定例会議において意見照会が行われました。

[\[2024年3月14日 お知らせ済み\]](#)

本日、当該申請について、法第45条第1項後段の規定に基づく経済産業大臣の認可を受けましたので、お知らせいたします。当機構においては、引き続き本計画に沿って、安全の確保を最優先に使用済燃料の再処理等を着実に実施してまいります。

添付資料

[使用済燃料再処理等実施中期計画](#)

以上

<お問い合わせ窓口>

使用済燃料再処理機構 総務部

電話：017-763-5910(代表)